

1 組織の使命（どのような役割を担うのか）

北九州市保健福祉局は、市民の健康と福祉を守り、向上させる役割を担う。

具体的には、高齢者や障害のある人の支援、困窮者等の社会援護、支えあいのまちづくり、社会保障、市民の健康増進、保健予防活動、医療機関等との連携、公衆衛生、動物愛護、人権文化の推進など。

市民や事業者等の声を聴きながら、目標を共有し、協働しながら適切な政策やサービスを提供することで、市民生活の質の維持・向上（ウェルビーイングの実現）を図る。

これらを通じて、すべての市民が健やかで心豊かに生活できるまち、そして、誰もが住み慣れた地域で、安心して人生100年時代を自分らしく暮らすことができるまちを目指す。

2 基本情報

(1)令和7年度局全体当初予算額

一般会計 1,855億円(うち一般財源 942億円)、特別会計 2,297億円

(2)組織(部名)(R7.4.1付)

総務部、地域共生社会推進部、長寿推進部、先進的介護システム推進室、障害福祉部、健康医療部、保健衛生部、保健所、保健環境研究所、人権推進センター

(3)所管の政策連携団体

社会福祉法人 北九州市福祉事業団

(4)所管の主な公共施設(運営方法:直営、指定管理、その他)

直営	・年長者いこいの家 ・夜間・休日急患センター ・休日急患診療所(門司・若松) ・診療所(藍島、馬島) ・食肉センター ・総合保健福祉センター ・保健環境研究所 ・地域交流センター
指定管理	・ウェルとばた(福祉会館) ・新門司老人福祉センター ・北九州穴生ドーム ・年長者研修大学校 ・ふれあいむら社ノ木デイサービスセンター ・総合療育センター ・障害者福祉会館(東部・西部)

3 令和6年度局区X方針の振り返り

○全体の振り返り(総評)

社会情勢の変化や市民ニーズの多様化を背景に、直面する変革課題を丁寧に洗い出し、解決のための具体策や方向性について検討を重ね、着手可能なものから順次取り組みを実施してきた。

DXの分野では、介護事業所からの新規指定申請など一部の手続きについてオンライン申請を導入するなど取り組みが前進した。

また、経営分析・事業分析を実施した「地域医療施策」「食肉センター」については、第三者の意見を聞き、課題の深掘りを進めた。

引き続き、R7年度においても、設定した課題について、改革に向けた取り組みを推進し、市民の健康と福祉を守るとともに生活の質の維持向上に努めていく。

○変革が実現した課題・取組内容・市民にもたらされた効果

・「デジタル活用等による業務の効率化」においては、電子申請やKintoneを導入したことにより、利便性の向上など、一定の成果が得られた。

・北九州市アドバイザーの医師・鎌田實氏による健康づくり講演会や、世界最高齢プログラマー・若宮正子氏などを招いての「彩・長寿・しあわせサミット」を開催することで、健康で生涯現役での活躍への機運の醸成や行動変容「アクション」を促す契機となった。

・「地域保健」と「職域保健」を推進する団体で、「北九州市働く世代の健康づくり推進会議」を新たに発足し、官民協働で市域の健康課題に取組む体制を整備した。

・介護分野の担い手を確保するため、有償ボランティアマッチングサービス「スケッター」を活用した。登録者数と登録事業者は順調に推移している。

○取組・進捗が十分でなかった項目・内容(理由)・7年度に向けた考え

・「スマらく区役所サービスプロジェクト」を踏まえた、バックヤード業務の集約化等については、集約効果の分析が十分に行えなかったこともあり、引き続き対象業務を精査したうえで、DX・AI戦略室と協議を継続していく必要がある。

課題領域 A

行政サービス現場改善にかかる課題

政策分野	課題名	課題に対する取り組み
DX	「スマらく区役所」推進による区役所窓口等の改革と事務集約化	【本庁(業務所管課)】 ・局内に区役所業務改革等を検討するプロジェクトチームを設置し、施策の枠を超えた現状調査と課題分析(横串での検討～課題の見える化)を経て取り組むべき施策を立案、実行 【保険年金課・区役所国保年金課】 ・システム標準化を契機とした、業務の集約化、組織体制等の抜本的な見直し 【介護保険課・区役所保健福祉課(介護保険係)】 ・手続きのオンライン化 ・バックヤードへの業務集約 【区役所保健福祉課(精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)、特定医療費(指定難病))】などのその他の窓口 ・バックヤードへの集約事務及び外部委託化等の事務の整理 ・先行実施している他都市調査や現行マニュアルや業務フローの標準化

保健福祉局 X方針 課題一覧

課題領域 B

- ・課題の掘り起こしが済み、変革の実行段階にあるもの
- ・課題の掘り起こしを更に進め、実行段階へ繋げていくもの

政策分野	課題名	課題に対する取り組み
高齢者福祉 地域福祉	(1)人生100年時代に向けた長寿社会対策の強化と再編	・社会構造の変化に伴い、支援や対応が必要な高齢者の増加が見込まれる中、高齢者を対象とした既存事業の見直しも含め、新たな支援のあり方について検討していく。 ・年長者研修大学校、生涯現役夢追塾における人材育成のあり方について、有識者の意見を聞きつつ、今後の課題に対応できるような再編に向け検討を行う。 ・人生の終末期における様々な課題や不安に向けあらかじめ備える、いわゆる「終活」や権利擁護、成年後見などについて、関連の民間事業者等と連携しながら、高齢世代をはじめとした市民にどのような情報や支援を提供することができるか検討を進める。
高齢者福祉	(2)認知症の早期発見と効果的な介護予防活動につなぐ仕組みづくり	・早期発見・早期対応の取り組み及び周知啓発の強化(認知機能チェックを含む「測定会」の実施など) ・介護予防と高齢者の健康づくり事業について、対象者像や実施手法、実施主体、目指す効果などを改めて比較分析し、再編に向けて検討する。
高齢者福祉	(3)データに基づく高齢者の地域生活支援の充実	・生活支援・介護予防に関する社会資源の情報のデジタル化や今後の利活用に向けて、スタートアップとの協働などを含めて検討を進める。
医療	(4)市民が安心して医療を受けられる政策医療体制の再構築	・市全体の医療のあり方や官民の役割等を、医療関係者等で構成する会議で、議論・検討する。
障害福祉	(5)障害のある人の社会における活躍支援の拡充と再構築	・企業に対して、障害者雇用のノウハウやメリット、合理的配慮などの周知啓発を強化し、障害者雇用の拡大に向けた効果的な取り組みを検討する。
公マネ	(6)年長者いこいの家(公共施設マネジメント)	・市全体の公共施設のあり方の見直しの動きや老朽化の度合い、地域の意向等を踏まえ、方向性を検討する。
政策連携 団体	(7)北九州市福祉事業団(政策連携団体)	・法人内に「法人改革推進本部」を設置し、法人改革を実施。 ・市の局長と団体理事長との意見交換会を実施 ・関係課長会議を実施。

課題領域C 将来を見据えて、今から着手しなければならない課題

政策分野	課題名	課題に対する取り組み
地域福祉	(1)地域共生社会の実現に向けた新たなつながりづくりの検討	・地域団体と関係団体の連携・共同支援を進め、セーフティネットを強化するための重層的な支援体制を整備する。
障害福祉 (局間連携)	(2)障害の有無にかかわらない施策の実施に向けた「包摂的」な組織改革	・障害者雇用の拡大に向けた関係部局を含めた体制の強化。 ・文化芸術、スポーツにおける活動の拡大に向けた関係部局を含めた体制の強化。
人材確保 人材育成	(3)介護・医療・福祉人材が育ち、集まるまちづくり	・介護未経験者と事業所とのマッチング。 ・外国人介護人材の資格取得支援及び職の定着支援。 ・介護職員にとって働きやすい職場の実現。 ・看護職員の人材確保対策について、情報収集や関係団体等と協議。
生活衛生	(4)食肉センターの老朽化対策と経営の見直しに関する検討	・食肉センターの今後のあり方を検討。

4 課題

課題A（1）「スマらく区役所」推進による区役所窓口等の改革と事務集約化 【政策分野：DX】

①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス 【インパクト:低】 【緊急度:高】

②課題の内容

- ・区役所の保健福祉窓口において、限られたスタッフで効率的に業務を遂行するとともに、相談機能の維持向上を図るため、組織と事務分担を抜本的に見直すほか、DXの推進やバックヤードへの業務集約、外部委託化等などの手法を組み合わせ、窓口業務のあり方を見直す必要がある。
- ・システム標準化を機に、各区役所の事務処理方法(業務フロー)や実施運営上の様々な基準、及び所管局から担当課への指示内容等を統一化しておく必要がある。

③課題の背景や現状

- ・北九州市では7区の区役所保健福祉課、国保年金課及び保護課の窓口で、市職員が市民からの保健福祉に関する相談対応だけでなく、申請受付・処理業務、受給者資格などの認定業務、手当支給業務等に対応しており、他にも訪問による業務を行うことも多い。このうち介護保険の要介護認定業務や障害福祉に関する相談等に対しては、ケアマネジャーや社会福祉士など特定の資格所有者が対応している(会計年度任用職員を含む)。
 - ・区役所の保健福祉関係課には多種多様な業務が数多くあるが、事業ごとに局の所管課が異なり、根拠法規や対応方針、事務処理のシステムが統一されていない中で、各種サービスの利用者は右肩上がりで増加しており、日々の事務作業や市民対応を何とかこなしているのが現状である。
 - ・また、主に小規模区では職員数の不足により、窓口業務のローテーション維持が困難となっている部署もある。窓口繁忙時期には長時間の待ち時間が発生しているなど、市民サービス向上の観点から改善が必要である。
 - ・近い将来、正規職員や専門資格職の採用困難により人手が不足し、業務の遂行がさらに困難となることが想定される。そのため、DXの推進やバックヤードへの業務集約、外部委託化等による業務効率化を図る必要があるが、以下のような課題がある。
- ①事業ごとに所管局(主に保福局・子家局)の指示する対応方法が異なること
- ②区役所間で事務処理のやり方や基準等に差異があること(福祉事務所長が権限を持つ事業や福祉事務所長による裁量を認めている事業が多くあるため)

④目指す成果 –市民にとって何が変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感)–

- ・システムの標準化やバックヤード等への業務集約により、職員はきめ細やかな相談や支援など市民に直接接する業務に注力することができるとともに、各種申請の受付から支給認定の決定等までの時間を短縮することが可能となり、市民へのサービスの質の向上につながる。
- ・電子申請等を推進することで来庁しなくてよい仕組みを構築し、市民の利便性の向上につながる。

課題A（１）「スマらく区役所」推進による区役所窓口等の改革と事務集約化

【政策分野：DX】

⑤令和7年度 of 取組内容(四半期間隔)

(1)【本庁(業務所管課)】 区役所所管業務の改革

・「スマらく区役所サービスプロジェクト」の動向を見ながら、局内に、区役所業務改革と窓口の在り方を検討するプロジェクトチームを設置し、オンライン手続きやバックヤード業務の集約化等を推進するとともに、施策の枠を超えた現状調査と課題分析(横串での検討～課題の見える化)を経て、取り組むべき施策を立案・実行する。

第1四半期(4～6月)	第2四半期(7～9月)	第3四半期(10～12月)	第4四半期(1～3月)
・各課業務の現状把握、課題の洗い出し	・各課業務の現状把握、課題の洗い出し	・DX・AI戦略室や区役所等と協議	・DX・AI戦略室や区役所等と協議

(2)【保険年金課・区役所国保年金課】 国民健康保険等の業務の集約化等

・令和6年度に、改革遂行に要する経費、人員体制等を整理の上、次期委託仕様書を作成。
 ・令和7年度は、当該仕様書に則り、令和7年10月から令和10年9月までの委託事業者を決定し、令和8年度、令和9年度における改革の実行フェーズに入る。

第1四半期(4～6月)	第2四半期(7～9月)	第3四半期(10～12月)	第4四半期(1～3月)
・次期委託業務を公募し事業者を決定	・令和7年10月以降のスケジュール、マニュアル整備等について協議	・省力化に向けて、高速プリンター・封入封函機等の設備調達	・R8.4からの国保年金課窓口委託開始(小規模4区)に向けた研修等

(3-1)【介護保険課・区役所保健福祉課(介護保険係)】 手続きのオンライン化

・国が示す11の手続きについて、オンライン化を実施。

第1四半期(4～6月)	第2四半期(7～9月)	第3四半期(10～12月)	第4四半期(1～3月)
・オンラインフォーム修正、運用設計	・オンラインフォーム修正、運用設計、研修	・運用開始	→

(3-2)【介護保険課・区役所保健福祉課(介護保険係)】 バックヤードへの業務集約

・DX・AI戦略室で進めている区役所保健福祉課業務のバックヤードへの業務集約(行政事務センター)に向けて介護保険の事務処理を令和8年度に一部移管予定。

第1四半期(4～6月)	第2四半期(7～9月)	第3四半期(10～12月)	第4四半期(1～3月)
・DX・AI戦略室と協議	・予算要求(DX・AI戦略室)	・DX・AI戦略室と協議	・DX・AI戦略室と協議

(4)【区役所保健福祉課(精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)、特定医療費(指定難病))】 行政事務センターへの委託、外部委託化等に向けた課題整理等

・特定医療費の支給認定等に関する事務のうち、バックヤードへの集約事務及び外部委託化等の事務の整理。

・先行実施している他都市調査、現行マニュアルや業務フローの標準化を図る。

第1四半期(4～6月)	第2四半期(7～9月)	第3四半期(10～12月)	第4四半期(1～3月)
・DX・AI戦略室や関係課等との協議 ・他都市調査	・DX・AI戦略室や関係課等との協議 ・他都市調査 ・集約事務の分類	・マニュアルの見直しや業務フローの検討 ・外部委託化等の導入に向けた内部調整	・委託に向けた業務フローや仕様書等の作成

課題B（１）人生100年時代に向けた長寿社会対策の強化と再編
【政策分野：高齢者福祉、地域福祉】

①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス 【インパクト:高】 【緊急度:高】

②課題の内容

・人生100年時代を迎えようとする中、高齢期における様々な課題に対し、これまでの施策の再編や新たな施策を検討する必要性が生じている。
・高齢になっても様々なことに挑戦し、希望に応じて働くことで、健康を維持し、地域の「支える側」となりうるような人材の育成・掘り起こしが必要である。
・また、単身高齢世帯が増加する中で、身寄りのない高齢者や人生の終末期における様々な課題に対する施策についても、新たに検討していく必要がある。

③課題の背景や現状

・北九州市の高齢者人口は約29万人で、高齢化率31.2%(R5.1月)や、高齢者のいる世帯のうち単身高齢世帯の割合35.6%(R2年度)と政令市で最も高く、今後も増加が見込まれる。
・また、高齢者就業率23.4%(R2年度)は政令市中18位と低い。高齢を理由に就業しない高齢者は45.3%(R4就業構造基本調査)であり、高齢者への就労意欲の醸成を図る余地がある。
・「北九州市しあわせ長寿プラン」の目標にも、高齢者の社会参加や活躍推進、多彩なケアの選択や自己決定の推進などを掲げている。

④目指す成果 ー市民にとって何がどう変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感)ー

【地域の人財育成】

・高齢者の生涯現役活躍や社会参加の継続に向けて、多様なニーズに応じた相談や活動のマッチング、情報提供などの支援メニューの充実。
・高齢者ができるだけ長く、「支える側」として活躍を続けるとともに、地域共生社会づくりの基盤となる地域社会の創り手を担う高齢者リーダーが育まれる。

【終活における支援のあり方の検討】

・現在、月4回開催している終活相談会を拡充し、相談から事業者紹介まで包括的コーディネート機能を備えた常設の終活相談窓口を開設することによる、市民の利便性の向上。
・身寄りのない方や資力がない方に対しては、権利擁護から見守りや終活までを含めた包括的支援を行うことによる市民の安心感の増大。

⑤令和7年度の実施内容(四半期間隔)

(1)地域の人財育成

・生涯現役夢追塾といきがい活動ステーションの機能統合なども視野に入れた、シニアの生涯現役活躍を応援する仕組みの検討。
・年長者大学校(周望学舎)の今後のあり方検討及び方向性の決定。

第1四半期（4～6月）	第2四半期（7～9月）	第3四半期（10～12月）	第4四半期(1～3月)
・夢追塾、ステーション、周望学舎の今後のあり方検討			
・局横断的な取組の検討・企画・開始(ステーションHPの拡充等)			
			・新たな取組の準備 ※実施可能なものから順次着手

課題B（１）人生100年時代に向けた長寿社会対策の強化と再編
【政策分野：高齢者福祉、地域福祉】

(2)「安心して歳を重ねることができる終活支援事業」の実施 ※市社協への補助金交付
・早い時期からの市民への周知・啓発
・安心して相談できる常設窓口の設置
・身寄りのない方や資力がない方への支援
※国の身寄りのない高齢者支援体制の動向を注視

第 1 四半期（4～6月）	第 2 四半期（7～9月）	第3四半期（10～12月）	第4四半期(1～3月)
・市社協との協議、調整	・民間事業者との連携 の仕組み検討、構築 ・常設相談窓口の開設 準備	・常設相談窓口の開設 ・事業実施	

課題B（２）認知症の早期発見と効果的な介護予防活動につなぐ仕組みづくり

【政策分野：高齢者福祉】

①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス 【インパクト:低】【緊急度:高】

②課題の内容

・認知症の早期発見(認知症の前段階(MCI:軽度認知障害)のうちに発見)と早期対策が切れ目なく支援できる体制づくりが必要である。

・あわせて、市民に対し認知症に関する正しい理解の普及を図り、意識を高めることが重要である。

・また、北九州市の健康寿命は延伸しているものの、全国や政令指定都市と比較すると低い水準にある。これまで実施してきた介護予防事業と高齢者向けの健康づくり事業は、対象や手法が類似したものがあるなど、限られた財源の中で効果的な事業の組み合わせとなっているか検証が必要である。

③課題の背景や現状

市内の認知症高齢者は、約4.2万人(R6.3月)で65歳以上の約7人に1人(15%程度)と推測され、今後さらに増加が予想される。

国の推計値より認知症高齢者の割合は高い。また、軽度認知障害(MCI)の割合は、認知症高齢者と同等と推計されている。

MCIについては、早期に対策を行うことで16～41%の人が認知機能が戻るというデータがあり、早期にMCIを把握し、生活習慣の改善、健康づくり・介護予防、社会参加といった認知症予防の対策を行うことで、健康寿命の延伸、医療費・介護費の伸びを抑えることができる。

また、これまで、運動習慣の動機づけを目的とした教室や本市オリジナルの介護予防体操教室の開催など、地域で自主的・継続的に介護予防に取り組める環境づくりを進めてきたが、参加者の多くは健康意識の高い市民で、繰り返し参加しているのが現状であり、本来参加を促したい層に利用されていない傾向がある。

④目指す成果 - 市民にとって何がどう変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感) -

・健康寿命の延伸

・早期発見・早期対応の取り組み強化により、認知症の正しい理解や介護予防活動に対する意識が向上する。

・現在、利用者が固定化している傾向にあるが、改善が見られる人を次のステップへつなげるなど、利用者の入れ替えを円滑に行うことによる、本来利用すべき市民の参加が促進される。

⑤令和7年度の実施内容(四半期間隔)

・認知機能チェックを含む「測定会」の実施に向けた企画調整
市民が自身の認知機能や健康状態を客観的に把握し、軽度認知機能障害やフレイルの早期発見・早期対応につなげることを目的とした「測定会」の開催について企画・調整を行う。

・地域で行われている健康づくりや通いの場での「認知機能チェック」の実施に向けた企画調整

第1四半期（4～6月）	第2四半期（7～9月）	第3四半期（10～12月）	第4四半期（1～3月）
・他都市の取組み等について情報収集	・スキーム作成	・予算要求	・関係機関等への説明

課題B（2）認知症の早期発見と効果的な介護予防活動につなぐ仕組みづくり
【政策分野：高齢者福祉】

(2)測定結果を踏まえた支援

医療機関等支援先へ繋ぐ仕組みづくりの構築。
測定会後の取り組みとなるため、予算確定後に実施する。

第1四半期（4～6月）	第2四半期（7～9月）	第3四半期（10～12月）	第4四半期（1～3月）
—	—	—	・3月：関係団体との調整

(3)介護予防事業及び高齢者向けの健康づくり事業の整理・再編に向けた検討

既存事業の対象者像や実施手法、実施主体、目指す効果などを比較整理し、再編に向けて検討する。

第1四半期（4～6月）	第2四半期（7～9月）	第3四半期（10～12月）	第4四半期（1～3月）
・事業内容の分析	→	・整理・統合の検討	→

課題B（3）データに基づく高齢者の地域生活支援の充実【政策分野：高齢者福祉】

①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス	【インパクト:低】【緊急度:高】
------------------------	------------------

②課題の内容

・今後、単身や夫婦など高齢者のみの世帯の増加が見込まれ、地域で暮らす上での見守りや家事支援、外出支援といった「生活支援」や、サロンや教室等での「介護予防」の必要性が一層高まる見込み。

・そのため、地域包括支援センターにおいて、幅広い選択肢を提示し、よりよい支援やサービスに円滑につないでいくには、各区や本庁で把握する生活支援・介護予防に関する社会資源の情報のデジタル化及び今後の利活用に向けて検討することが必要である。

③課題の背景や現状

・高齢者の地域生活において、買い物や外出などが困難な世帯への生活支援や介護予防、地域社会とのつながりの確保など、自治体だけでは解決が難しい課題が増加している。

・地域包括支援センターや庁内の様々な部署では、それぞれが生活支援・介護予防の社会資源に関する情報を把握しているが、各部署に分散・偏在し、全体像がつかみにくい状況である。

・さらに、収集した情報は、定期的に更新する必要がある、社会資源が不足している地域においては、新たに資源の創出を検討するためにも、情報の随時更新と利活用のしやすさが求められる。

④目指す成果－市民にとって何が変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感)－

・支援に関わる関係者だけでなく市民も、様々な社会資源を効果的に活用することで、適切な支援につながる。

・まずは、ケアマネジャーをはじめとする支援関係者が、介護保険サービスだけでなく、サロン活動やゴミ出し支援などの地域の社会資源を、ケアプランに効果的に位置づけることができると、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。

・次に、市民自身が認知症予防のためのサロン、運動施設、低栄養予防のための宅配サービスなど、地域の社会資源を上手に活用することによって主体的に介護予防に取り組むことができ、健康寿命の延伸につながる。

⑤令和7年度の実施内容(四半期間隔)

(1)社会資源の利活用に向けた検討
社会資源の情報のデジタル化及び今後の利活用に向けて、スタートアップとの協働などを含めて検討を進める

第1四半期（4～6月）	第2四半期（7～9月）	第3四半期（10～12月）	第4四半期（1～3月）
保有データの整理	→	デジタル化・利活用に向けた検討	→

課題B（４）市民が安心して医療を受けられる政策医療体制の再構築【政策分野：医療】

①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス【インパクト：高】【緊急度：高】

②課題の内容

・医師の働き方改革による影響や医師の減少等が懸念されており、持続可能な医療提供体制の再構築に向けた検討が必要である。

・また、将来の医療需要等を見据え、市立医療センターの適正な機能・規模での建替え、夜間・休日急患センターなど救急医療体制(小児救急を含む)のあり方等の検討が必要である。

③課題の背景や現状

・本市は人口10万人あたりの病院病床数は政令市第2位、医師数は政令市第5位と他都市に比べ医療資源が豊富な地域である。特に小児救急は4病院が24時間体制であるなど充実している。また、医療体制の充実に対する市民の関心は高く、市政評価や市政要望でも上位に挙げられている。

・一方、特定診療科(小児科・外科など)の医師不足が進行していることに加え、医師の働き方改革の影響なども懸念されている。市の医療機関については、周産期医療等を担う市立医療センターの老朽化が進んでいる。

④目指す成果－市民にとって何がどう変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感)－

市全体の医療のあり方や官民の役割を整理し、限りある医療資源を効率的に活用することで、持続可能な医療提供体制を構築する。

これにより市民は、市内の医療機関において安心して適切な医療サービスを楽しむことができるようになる。

⑤令和7年度の実行内容(四半期間隔)

市立病院等の医療提供体制のあり方に関する検討会の開催

北九州市における市立病院等の医療提供体制のあり方に関して、広く有識者から意見を聴取する。第5回検討会(中間とりまとめ)後、市立医療センターの老朽化対策について、市立病院機構の経営状態等も踏まえつつ、市内部で協議する。

以上のほか、救急医療については、医師会を始めとした関係団体との協議や病院へのヒアリングの実施等により課題の把握、対応策の検討を行い、関係先との協議を始める。

第1四半期（4～6月）	第2四半期（7～9月）	第3四半期（10～12月）	第4四半期（1～3月）
第3・4回検討会開催	第5回検討会開催 (中間とりまとめ)	第6・7回検討会開催 (市内部で協議)	第8回検討会開催

課題B（5）障害のある人の社会における活躍支援の拡充と再構築【政策分野：障害福祉】

①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス 【インパクト:高】【緊急度:高】

②課題の内容

- ・障害のある人が人生の選択肢を広げ、自分らしく安心して暮らせる社会の実現に向けて、就労や社会参加を後押しする支援の拡充が必要である。
- ・特に、就労を希望する障害のある人に対して、一人一人の能力や特性に応じた職業選択と就労機会の確保につながるような支援や、雇用する側のニーズに応じた実効性のある支援にアップデートする必要がある。
- ・また、福祉的就労の工賃向上の支援についても、販路拡大や受注機会の創出など、多角的な取組を通じて、持続可能な販売体制を構築する必要がある。
- ・その他、文化・スポーツ・地域活動など、様々な形で社会での活躍につながるような、障害のある人の能力の開花や発揮に向けた取組についても、あわせて検討していく。

③課題の背景や現状

- ・障害のある人の令和6年度雇用状況(福岡県)は、実雇用率2.43%と法定雇用率(2.5%)を下回っており、法定雇用率達成企業の割合は、47.5%と低い。
- ・令和8年7月には、法定雇用率の引き上げに加え、対象となる事業主の範囲も拡大されることが決まっている。
- ・雇用する側において、障害への理解や適切な合理的配慮の考え方が十分に浸透していない現状がある。
- ・そのため、職場での働き方や環境が障害のある方の特性に合っておらず、就労の継続が難しくなるケースもある。
- ・また、福岡県における障害のある人の平均工賃は、月額21,393円と全国平均23,053円を下回っており、水準は低い状況にある。

④目指す成果 - 市民にとって何がどう変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感) -

- ・障害のある人が特性や希望に応じた就労により、安心して働き続けられるよう、職場適応や就労定着につながる、特性や希望に応じた適切な支援メニューの充実。
- ・雇用する側の障害に対する理解が進むことで、障害者雇用に対する不安が軽減される。
- ・障害のある人の工賃が向上することで、生活の質が向上し、社会参加が促進されるだけでなく、経済的に自立することが可能になる。

⑤令和7年度取組内容(四半期間隔)

(1)障害者雇用の拡大に向けた効果的な取組の検討

- ・障害のある人の特性や希望に応じた就労マッチングの最適化に向けた支援メニューの検討。
- ・雇用する側が障害者雇用を進めるうえで必要としている情報や支援の把握。

第1四半期（4～6月）	第2四半期（7～9月）	第3四半期（10～12月）	第4四半期（1～3月）
・関係部局との連携体制の強化 ・雇用する側のニーズの把握	・モデル的取組の検討	・実証実施	・支援策の再構築 ・新たな取組の検討

課題B（5）障害のある人の社会における活躍支援の拡充と再構築【政策分野：障害福祉】

(2)工賃向上の取組の再構築			
・障害者就労施設製品の一般市場における販売場所の拡大に向けたテストマーケティングの実施			
第1四半期（4～6月）	第2四半期（7～9月）	第3四半期（10～12月）	第4四半期(1～3月)
・障害者就労施設のニーズ調査	・新商品の開発 ・テスト販売① ・市場拡大 ・情報発信の強化	・テスト販売② ・分析、フィードバック	・ノウハウ共有

課題B（6）年長者いこいの家（公共施設マネジメント）【政策分野：公マネ】

①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス 【インパクト:低】【緊急度:低】

②課題の内容

- ・本市には市が設置する年長者いこいの家が150館現存しているが、大半が築40年を超え、老朽化が進み、安全性の確保を中心とした修繕が増加している。
- ・概ね定期的な利用がみられる一方で、平均開館日数が週1日未満の館もあるなど、地域によって活用状況に差が生じている。

③課題の背景や現状

- ・公共施設マネジメント実行計画において、「地域の実情を勘案しながら、地域への移譲、市民センターへの集約化などを検討する」こととしているが、地域へ移譲することによる地域の負担(地域団体の法人化や移転登記・契約の事務や費用など)が大きいこと、代替施設の確保・利用調整が困難であることなどから、地域への移譲や市民センターへの集約などが進んでいない。

④目指す成果 – 市民にとって何がどう変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感) –

- ・地域の社会資源を活かした、利用者の利便性や魅力の向上、利用者ニーズに沿ったサービスの提供
- ・(新たな市全体の動きを踏まえた方向性が固まるまでは)老朽化が進んでいる「いこいの家」を地域住民が安全に利用できる。

⑤令和7年度取組内容(四半期間隔)			
市全体の動き(仮説の提示や新公共マネジメント実行計画策定等)を注視しながら、利用頻度や築年数を考慮するとともに、地域の意向等を確認しつつ、これまでの施設集約等の考え方のほか、地域の意向もふまえた新たな価値の創出に向けた最適な方向性の検討を行う。また、市の施設として必要な、安全点検や修繕費用を確保するため、財政部局と協議を進める。			
第1四半期(4~6月)	第2四半期(7~9月)	第3四半期(10~12月)	第4四半期(1~3月)
・課題の洗い出し(R6利用実績の把握、近隣施設有無の調査ほか) ↓ 市全体の動きを注視、最適案の検討		・安全点検予算要求	

課題B（7）北九州市福祉事業団（政策連携団体）【政策分野：政策連携団体】

①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス 【インパクト:低】【緊急度:低】

②課題の内容

・北九州市福祉事業団は、市民生活に欠かすことはできないが採算を取ることが難しい施設の運営を担うなど、広く市民福祉の向上と増進に寄与し、政策連携団体として重要な役割を果たしている。

・一方で、社会情勢の変化から、本法人が市からの業務を受注するにあたっては、他の民間団体との競争が広く求められるようになり、そうした競争原理に巻き込まれながら不採算部門の運営を担うという難しい状況の中で、いかにして政策連携団体として求められる責務を果たしつつ、持続可能な法人運営を行っていくか検討が必要となっている。

③課題の背景や現状

・本法人は、昭和40年から長きに渡り、市民の社会福祉に対する広範な要請に応じて設置された北九州市立の施設を受託するなど、市と一体となって北九州市の社会福祉事業を推進してきた。

・法人運営にあたっては、これまでも、北九州市外郭団体経営プラン(平成19年度)、北九州市行財政改革大綱(平成25年度)に沿って、経営の健全化を図り、団体ミッションの着実な遂行に向けた事業運営に努めてきたところである。しかし、総合療育センター等、収支がマイナスとなる施設や事業があり、令和5年度は赤字決算となった。そのため、収支状況の改善が急務となっている。

・今後も、北九州市福祉事業団がその役割を果たすことができるよう市との関係性(役割分担等)等について検討を進める必要がある。

④目指す成果 -市民にとって何がどう変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感)-

・団体の持続可能な運営に向け、財務状況が改善し、広く市民福祉の向上と増進に寄与することができる。

・総合療育センターの経営安定化を進めることにより、市民サービスを安定的・継続的に提供することができる。

⑤令和7年度の実行内容(四半期間隔)

- (1)法人内に「法人改革推進本部」を設置し、法人改革を実施
- (2)市の局長、団体理事の意見交換会を実施
- (3)関係課長会議を実施

第1四半期（4～6月）	第2四半期（7～9月）	第3四半期（10～12月）	第4四半期（1～3月）
・市と団体による、論点整理	・市と団体による、論点整理	・課題への対策を検討	・課題への対策を検討

4 課題

課題C（１）地域共生社会の実現に向けた新たなつながりづくりの検討 【政策分野：地域福祉】

①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス

【インパクト:低】【緊急度:低】

②課題の内容

- ・地域において、高齢者世帯や複雑な課題を抱える世帯に寄り添い、必要な支援につなげられるよう、包括的かつ重層的な支援体制を構築する必要がある。
- ・住民主体の支えあいの取組みや官民及び民間同士の連携・協働を進める必要があり、市だけでなく、地域や関係団体が主体性を持って取り組めるよう、また若い人にも参画してもらえるよう、新たなつながり方を模索していく必要がある。
- ・市内部でも保健福祉局以外の関係部署において、地域共生社会に対する理解を深めてもらい、施策対象に支援を必要とする人が含まれていることを念頭においた施策立案が必要である。

③課題の背景や現状

- ・市の高齢化率は政令市で最も高く、今後も単身高齢者世帯の増加が見込まれ、買い物や公共交通が困難になるだけでなく、孤独・孤立の状態にある人や生活困窮、ヤングケアラー、障害のある人の地域生活など施策の垣根を越えて対応せざるを得ない課題が多くなっている。そのような領域においては、関係部局において適切な役割分担のもと、連携して取り組んでいくことが必要となっている。

④目指す成果－市民にとって何がどう変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感)－

- ・専門的な知見を要する地域課題に対し、地域団体が外部の力を借りながら課題解決に取り組むことにより、地域活動が活性化し、持続可能性が向上する。
- ・様々な支援を要する世帯に対し、各分野の支援を個別に行うのではなく、関係団体・関係部署が連携して包括的な支援を行うことにより、世帯全体の自立に向けた方向性が明確になる。
- ・複雑化・複合化する課題に対し、行政や支援関係機関等が包括的に支援するため、顕在化している課題以外の地域生活課題にも支援が行き届くようになり、よりよい生活への支援が行われるようになる。
- ・参加支援やアウトリーチを通じて、できるだけ早く人とのつながりをつくり、生活課題に向き合うことにより、ケースの悪化を防ぐことができる。

⑤令和7年度取組内容(四半期間隔)

(1)新たなつながりによる支え合いの創出(チャレンジ！コネクトアクション)

地域団体が自分たちの力だけでは解決できない課題に対し、NPO団体などテーマ性や専門性を持った団体と連携・協働して解決を目指す仕組みづくりを進める。

第1四半期（4～6月）	第2四半期（7～9月）	第3四半期（10～12月）	第4四半期（1～3月）
・地域団体と関係団体の連携支援	・地域団体と関係団体の連携支援	・地域団体と関係団体の協働支援	・連携・協働地域の拡大検討

課題C（１）地域共生社会の実現に向けた新たなつながりづくりの検討
【政策分野：地域福祉】

（２）重層的支援体制整備事業

人口減少・少子高齢化等を背景に、人と人とのつながりが希薄化する中、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会の実現に向けた包括的な支援体制を構築するために、個別支援と地域支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するための重層的支援体制整備事業を実施する。

第1四半期（4～6月）	第2四半期（7～9月）	第3四半期（10～12月）	第4四半期（1～3月）
・事業実施	・事業実施	・事業実施	・実施体制の検討

課題C（２）障害の有無にかかわらない施策の実施に向けた「包摂的」な組織改革 【政策分野：障害福祉（局間連携）】

①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス 【インパクト:高】 【緊急度:高】

②課題の内容

- ・現状の事務分掌では障害のある人となない人で所管が分かれている分野がある。(スポーツ、文化芸術、雇用、人権等)
- ・包摂的社会の実現に向けた取組をより効果的・効率的に進めるにあたり、現時点で障害のある人となない人の垣根を取り払うことが適切な分野については、事務分掌を検討・提案する必要がある。

③課題の背景や現状

- ・現状の分担体制は、専門性や支援の必要性を踏まえた合理的なものであった一方で、共生の視点からその在り方が再検討されるべき段階にある。
- ・「包摂的社会」の実現にあたり、障害の有無にかかわらず誰もが同じ空間・機会の中で、ともに活動できるような制度設計や施策運営が求められる。
- ・そのためには、縦割りの行政運営の見直しや、組織横断的な連携体制の構築が不可欠である。

④目指す成果 – 市民にとって何がどう変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感) –

- ・障害のある人となない人で分けられていた取組等が連携することで、誰もが必要に応じてサービス等を受けることが出来る環境整備が促進される。
- ・障害の有無にかかわらず同じ場で活動する機会が増えることにより、多様性の需要が日常的に育まれる。
- ・組織間の連携体制の構築を通じて、行政全体が「多様性を前提とした運営」にシフトすることで、障害だけでなく、高齢者、外国人、子育て中の市民など、さまざまな立場の人のニーズに応じられる柔軟な社会の実現が期待できる。

⑤令和7年度取組内容(四半期間隔)

(1)障害者雇用の拡大に向けた連携体制の構築

企業に対する障害者雇用のノウハウやメリットに関する周知啓発において、関係部局を含めた体制を強化する。

第1四半期（4～6月）	第2四半期（7～9月）	第3四半期（10～12月）	第4四半期（1～3月）
・関係部局との体制の強化に向けた協議	・モデル的取組の検討	・実証実施	・さらなる体制の強化を検討

(2)文化芸術、スポーツにおける活躍の幅を広げるための連携体制の構築

パラアート、パラスポーツにおいて各人が持つ力を発揮し、認められる場が増えるよう、それぞれ文化芸術、スポーツの運営等に長けた関係部局を含めた体制を強化する。

第1四半期（4～6月）	第2四半期（7～9月）	第3四半期（10～12月）	第4四半期（1～3月）
・関係部局との関連業務の共有	・情報共有しできる場所はタイアップを図る	・情報共有しタイアップを図る	・さらなる体制強化を検討

課題C (3)介護・医療・福祉人材が育ち、集まるまちづくり【政策分野：人材確保・人材育成】

①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス【インパクト:低】【緊急度:低】

②課題の内容

・北九州市は高齢化率が政令市で最も高く、高齢化大都市の課題解決をリードしていくうえで、介護・医療・福祉の充実は不可欠であるが、いずれの分野も担い手の確保が大きな課題となっている。

・本市における介護・医療・福祉分野の職場の魅力を特に若年層に向け発信し、介護職員、看護師、各福祉分野の有資格者の養成について市内各機関と連携しながら、新たな人材確保対策の確立に向けた検討をしていくべきではないか。

③課題の背景や現状

・介護人材の将来的な需給ギャップについては、国の推計で令和8年に全国で約25万人、令和22年には約55万人が不足する見込み。今後、介護人材不足がさらに深刻化すると考えられている。

・なお、事業所数等から北九州市のその値を推計すると、令和8年に1500人、令和22年には4000人が不足する見込みである。

・一方、令和17年まで要介護認定者が増加するものと見込んでおり、介護サービスの安定供給を図るため、新たな担い手を確保し、介護人材のすそ野を広げる取組を進めていく必要がある。

・あわせて、介護人材の離職を防止し定着させ育成することも、人材の確保と同様に介護サービスの安定供給のためには重要なことであり、取組を進めていく必要がある。

・看護職員については、国が令和5(2023)年7月に示した需要見通しをもとに、県が行った看護職員の需給推計によると、2040年に、約90,500人の看護職員が必要であると見込まれており、今後、県内で新たに7,000人以上の確保が必要とされている。

・医療ニーズが高い在宅療養者や施設入所者が増加する中、地域や在宅で安心して医療を受けられるよう、訪問看護や介護施設における看護職員の確保と質の向上が重要である。

④目指す成果－市民にとって何がどう変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感)－

・市民は、介護・医療・福祉などの分野において質の高いサービスを受けることができ、健康の維持や生活の質の向上、安心した暮らしの支えにつながる。

・高齢化社会が進展するなかにおいて、介護人材を確保・育成することは、質の高い介護サービスの安定的な供給と市民の安心した暮らしの実現につながる。

・在宅医療のニーズが高まる中、地域や在宅においても安心して医療を受けられる。

⑤令和7年度 of 取組内容(四半期間隔)			
(1)潜在的介護人材の掘り起こし・介護人材のすそ野拡大 地域全体で介護をシェアする「介護シェアリング都市」実現に向けた取組として、ボランティアマッチングツール「スケッター」の活用を継続する。(活用にあたっては、トライアル期間を設定) また、介護事業所の新たな人材確保につなげられるよう、令和7年度は、未経験者や無資格者でも担当できる業務の仕分け(切り出し)について、介護事業所向けに研修会等を開催する。			
第1四半期(4～6月)	第2四半期(7～9月)	第3四半期(10～12月)	第4四半期(1～3月)
・トライアル実施(第1期)	・トライアル実施(第2期)	・トライアル実施(第2期) ・業務の切り出し支援	・業務の切り出し支援

課題C (3)介護・医療・福祉人材が育ち、集まるまちづくり【政策分野：人材確保・人材育成】

(2)外国人介護人材の資格取得支援及び職の定着支援
外国人の介護福祉士資格の取得等を支援

第1四半期(4～6月)	第2四半期(7～9月)	第3四半期(10～12月)	第4四半期(1～3月)
・募集開始	・受講者選定、講座開始	・講座実施	・試験、結果検証

(3)介護職員にとって働きやすい職場の実現

- ・介護事業所経営者のマネジメント力の向上による職場環境の改善
- ・介護職の認知度向上やイメージアップに関する情報発信(WEBSITE「みらいつなぐ北九州」、ゆめみらいワークへのブース出展)
- ・若手介護人材のコミュニティ形成のため、令和6年度に引き続き、「介護みらい会議」を開催

第1四半期(4～6月)	第2四半期(7～9月)	第3四半期(10～12月)	第4四半期(1～3月)
・研修実施、情報発信	・研修実施、情報発信	・研修実施、情報発信 ・介護みらい会議開催(1回目) ・ゆめみらいワーク出展	・研修実施、情報発信 ・介護みらい会議開催(2回目)

(4)看護職員の確保対策

看護職員の人材確保対策については、情報収集とともに、関係団体等と協議しながら、「新規養成」、「定着促進」、「復職支援」の3つの視点から、効果的な取組みについて検討を進める。特に、在宅医療に従事できる経験豊富な看護職員を確保するために、「復職支援」の検討を行う。

第1四半期(4～6月)	第2四半期(7～9月)	第3四半期(10～12月)	第4四半期(1～3月)
・情報収集	・情報収集 ・福岡県看護協会等の関係団体との協議	・情報収集 ・福岡県看護協会等の関係団体との協議	・福岡県看護協会等の関係団体との協議 ・取組内容の検討

課題C（4）食肉センターの老朽化対策と経営の見直しに関する検討【政策分野：生活衛生】

①インパクト(政策課題)と緊急度のマトリクス 【インパクト:低】【緊急度:高】

②課題の内容

・食肉センターは、と畜場法に基づき、食用に供する目的で獣畜のとさつ・解体等を行うための食肉処理施設であり、全国的にも、老朽化や労働力不足、稼働率の低下、収入源の確保等が課題。

・北九州市においては、1988年(昭和63年)に2施設を再編統合して設置し、北九州都市圏の食肉供給基地として、市民に安全で安心な食肉を供給してきたが、特に施設の老朽化については、平成25～27年度に大規模改修工事を行ったものの、現在は突発的な故障や不具合等が多発。

・このような状況の中、時代の流れや食肉センターを取り巻く現状を改めて認識し、今後を見据えた施設のマネジメントが必要になっている。

③課題の背景や現状

【全国的な傾向】

・全国のと畜場の設置数が、冷蔵・冷凍技術や交通網の発展による流通の広域化や、食肉の輸入自由化等もあって減少。また、消費地よりも産地の施設でと畜・加工を行う流通構造に変化。

・全国的にみると、と畜場は、公設が約3割、企業や団体の設置が約7割。民間企業等による運営も可能であり、他都市において民営化や指定管理者制度導入等の事例がある。

・食肉処理施設の老朽化は全国的な課題。食肉処理施設の収入源は、主にと畜料や加工料に限られるため、巨額の施設整備費への投資に対する懸念があり、多くが大規模な整備に踏み切れない状況。このため、農林水産省の政策では、①畜産農家を中心としたコンソーシアム構築などの関係事業者・地元自治体との連携を強化、②稼働率が高く、生産量の多い中核施設を中心に、施設の統廃合による再編整備や、処理の高度化・省力化、稼働率の向上、③輸出対応型としての施設整備等を図ることとしている。

【北九州市立食肉センターを取り巻く現状】

・当センターには「市場機能」がなく、利用事業者が畜産農家等から家畜を集荷し、と畜後は自己の販売ルートで食肉を流通させている。市内に牛・豚の畜産農家がほとんどないこともあって畜産振興の効果がなく、主に、牛は九州各県や北海道、豚は福岡県や山口県から集荷。また、利用事業者は減少し、現在、全体のと畜頭数の9割以上を、主要4社で占めている(市内1社、市外3社)。

・当センターで取り扱った食肉(牛・豚)のうち45%が市内、55%が市外へ流通、また、市内流通の食肉(牛・豚)のうち、食肉センター経由は概ね2～3割程度と試算(令和4年度調査)。

・と畜頭数については、稼働開始時には、年間約9万2千頭であったが、その後、BSE等の家畜伝染病の発生、利用事業者の撤退、HACCP導入による処理効率の低下等の影響もあって減少し、現在は概ね半減(近年は、事業者1社の新規利用で豚の取り扱いがやや増加)。

・食肉センターの運営事業(衛生検査を除く)は「特別会計」としており、市は利用事業者から「食肉センター使用料」及び「冷蔵庫使用料」を徴収しているが、収入が不足するため、毎年度、一般会計からの繰入れを行っている(令和5年度:約1億8千万円)。

・令和3年度の老朽化度調査の結果、建築構造物は引き続き使用可能だが、機械電気設備の多くが耐用年数を超えて、故障や不具合が生じており、速やかな整備が必要。大まかな試算では、新設・建て替えで約72億円、長寿命化のための改修で約25億円の費用がかかる。

【これまでの検討状況】

・令和6年度に開催した外部有識者による「今後のあり方検討会」からの様々な意見や、市と利用事業者等との協議を踏まえると、食肉センターについては、時代の流れ・変化に応じて「廃止」の選択肢もあるものの、これまでの経緯を踏まえて持続可能性を模索する観点からは「民営化」に取り組むことが重要なポイントになる。しかしながら、その受け皿の体制が整っていないことや、収入源の確保が十分でないことなど、多くの課題があるほか、将来の不透明さもあり、今後のあり方について最終的な結論に至っていない。

課題C（４）食肉センターの老朽化対策と経営の見直しに関する検討【政策分野：生活衛生】

④目指す成果－市民にとって何が変わるのか(サービスの質や価値、市民の実感)－

・食肉センターの運営に、民間の経営手法(収支構造の見直し、運営の効率化等)を取り入れ、民間主体の運営にシフトするよう検討することで、市内への安全で良質な食肉供給の継続に寄与するとともに、市の財政負担の抑制を目指す。

⑤令和7年度の実施内容(四半期間隔)

(1)今後のあり方の検討(継続)

食肉センターの今後のあり方については、これまでも検討を行ってきたが、業界に関する情報収集や民間運営による持続可能性の検証などを行いながら、引き続き、検討を継続していくこととし、まずは、必要な老朽化対策や、指定管理者制度などの民間活力導入の準備を行う。

第1四半期（4～6月）	第2四半期（7～9月）	第3四半期（10～12月）	第4四半期（1～3月）
・市と利用事業者等との協議 ・市内部協議	・市と利用事業者等との協議 ・市内部協議 ・業界情報等の収集 ・老朽化対策の準備 ・業務内容や施設利用の現状整理	・市と利用事業者等との協議 ・市内部協議 ・業界情報等の収集 ・老朽化対策の準備 ・業務内容や施設利用の現状整理	・市と利用事業者等との協議 ・市内部協議 ・業界情報等の収集 ・老朽化対策の準備 ・指定管理者募集等の準備